

広島県における受検率向上と長期未収金の回収に係る取組み

平成30年10月10日

(公社)広島県浄化槽協会 常務理事 中田 憲光

1 はじめに

平成17年5月に浄化槽法が改正(平成18年2月1日施行)され、法定検査の未受検者に対する都道府県の指導権限が強化されたが、平成17年度の広島県の浄化槽11条検査状況は、対象基数182,423基に対し、検査実施基数は35,411基で、**受検率が19.4%(全国平均20.2%)**と低い状況にあったことから、受検率の向上が強く求められた。

2 平成19年度からの検査体制の強化策

平成22年度の受検率の目標を**50%**と定め平成19年度から検査体制の強化策に取り組んだ。

(1) 10人槽以下の浄化槽にBOD検査を導入し、検査項目を18項目に軽減した効率化検査を実施する。

(2) 新たに広島県浄化槽協会が設立され、**検査項目を18項目に軽減した効率化検査**を担当することとなった。

ガイドライン検査を担当する既存の(公社)広島県環境保全センターと役割分担を図りながら、両機関が連携して10人槽以下の浄化槽を検査する体制が整備された。

(5年間で効率化検査を4回、ガイドライン検査を1回実施)

- (3) 効率化検査に「検査補助員制度」を導入するとともに、制度の信頼性を確保するため、検査補助員が検査した検査基数の約3%は検査員による「クロスチェック検査」を導入することとされた。
- (4) 従来の「検査依頼書」から「**書面による契約**」に変更し、自動更新条項を設けて検査機関が能動的に検査できる体制が整備された。
- (5) 上記の強化策に取り組んだ結果、平成17年度の受検率19.4%が平成22年度は**49.9%**となった。

3 更なる受検率向上に向けた取組み

広島県では第4次廃棄物処理計画において、平成32年度の受検率の目標を概ね**75%**と定め、次のような取組みを行っている。

- (1) 県は「未受検者等に対する指導事務の取扱い方針」を定め、市町に通知する。これを受けて**市町は首長名で指導文書**を发出している。
- (2) **設置補助金に係る実績報告書に11条受検契約書の写しの添付義務化**が図られた。

(3) 補助対象浄化槽を除く新設の浄化槽については、**浄化槽使用開始報告書への11条受検契約書の写しの添付義務化**が図られた。

(4) 安芸太田町、世羅町で**浄化槽維持管理費補助金制度**が創設された。

(5) 福山市においては、浄化槽法第53条の規定に基づき**保守点検、清掃業者から顧客データの報告**を求め、浄化槽台帳と突合することにより、台帳整備が図られた。

(6) 協会では、**受検啓発用テレビCM**、環境イベントへの参加、環境学習を実施している。

法定検査受検啓発CM ①



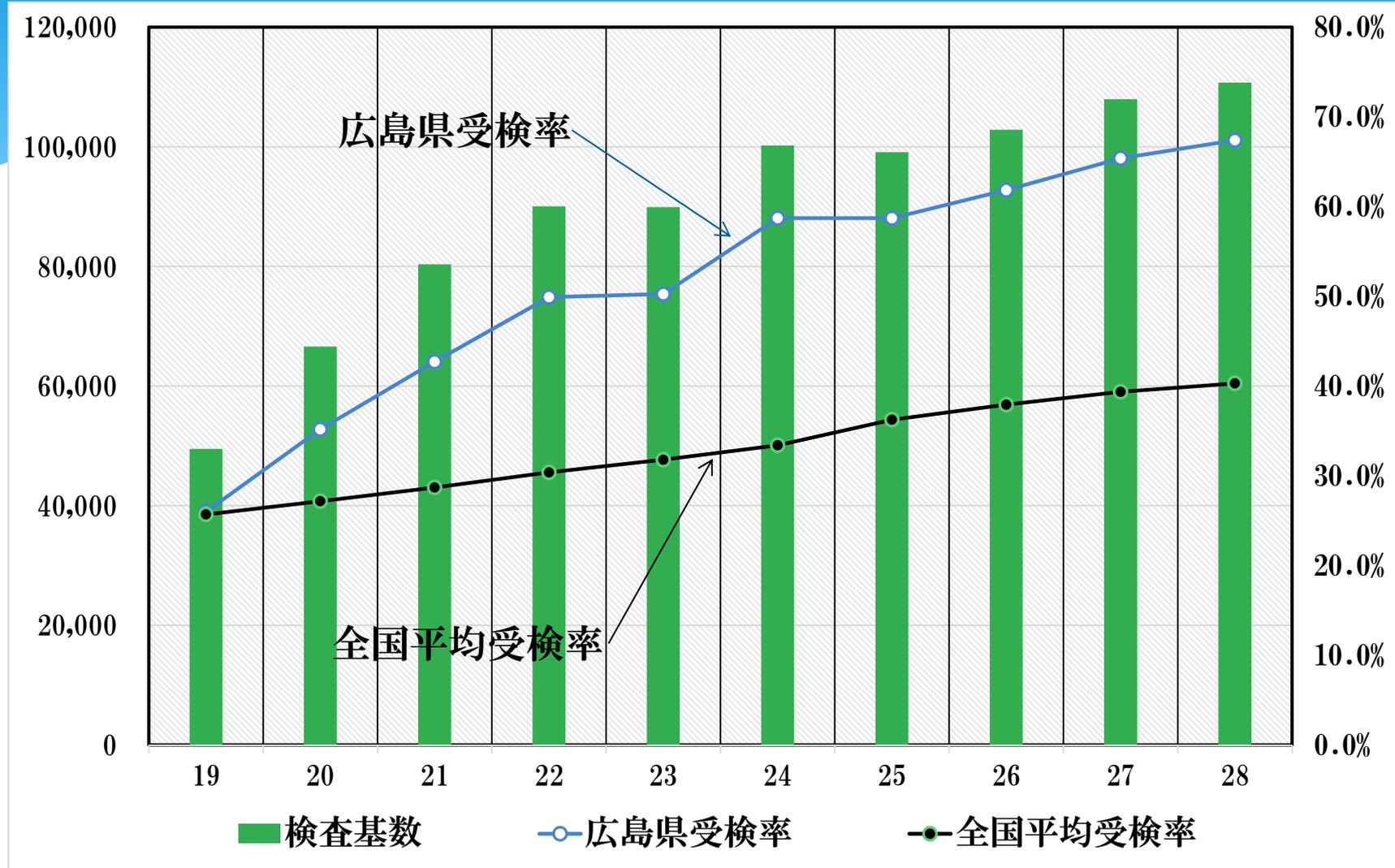
法定検査受検啓発CM ②



公益社団法人
広島県浄化槽協会



広島県の11条検査受検率の推移



* 平成29年度は、概算速報で受検率は、**69.4%**となっている。

4 長期未収金の増加とその回収に係る取組み

長期未収金の増加に伴い、未収金発生から5年以内を目途に、滞納額が2万円程度になりましたら、法的措置により、長期未収金の回収を図ることとした。

主な法的措置の特徴

区分	支払督促	少額訴訟	通常訴訟
当事者の呼称	債権者、債務者	原告、被告	原告、被告
手続の簡便性	簡単	簡単	複雑
手続費用	安い(訴訟の半額)	高い	高い
迅速性	迅速	迅速	判決まで長くかかる
請求金額制限	なし	60万円以下	なし
管轄裁判所	債務者の住所地の簡易裁判所	原告の住所地の簡易裁判所(金銭請求の場合)	債務者の住所地の簡易裁判所(140万円以下の場合)
出頭の必要性	なし	有り(原則1回)	有り
公示送達	認められない	認められない	認められる

(1) 協会では、手続が簡単で、費用も安く、迅速性のある「**支払督促**」を利用、債務者が争う可能性が予想される場合は「**少額訴訟**」を利用

(2) 未収金に加えて、**支払督促申立費用**(3,144円(電子申請による登記簿謄本取得の場合は2,944円))は**債務者へ請求**できる。

(3) **約8割が支払督促状で支払いに応じている**。支払督促に応じない**約2割の債務者へは仮執行宣言の申立**(手続き費用1,164円(債務者へ請求))を行う。

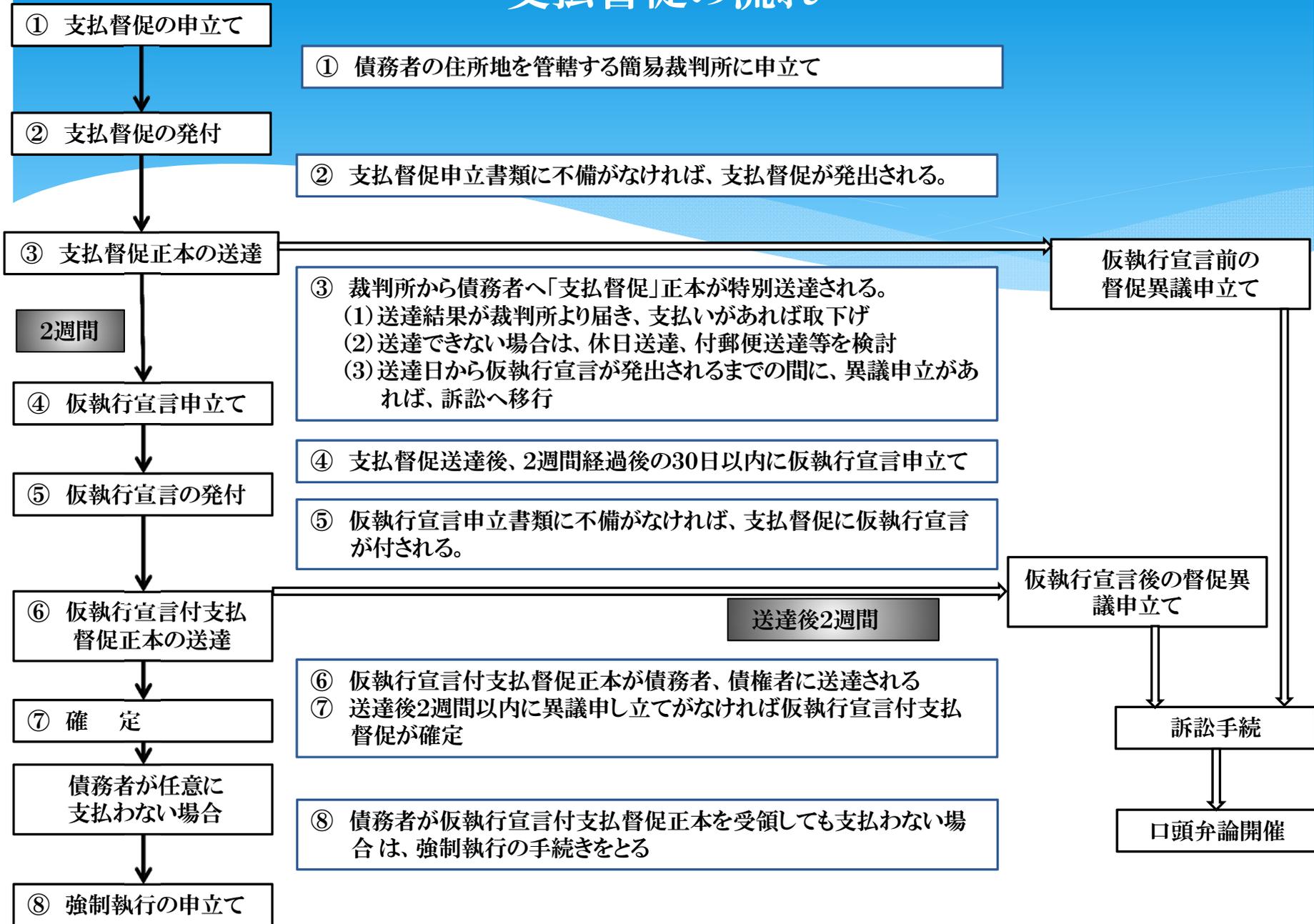
(4) 仮執行宣言の申立は、債務者が支払督促状を受け取った日の翌日から**2週間を経過後30日以内**に行う。仮執行宣言の申立により、**残りの債務者の過半数以上が支払いに応じている**。

(5) 債務者が仮執行宣言付支払督促正本を受け取った日から2週間以内に異議申立をしないときは、記載内容が確定し、今後、債務者はこの件で争うことができない。

(6) 債務者から異議申立があった場合は、通常訴訟へ移行する。

(7) 訴訟へ移行後は、訴状に代わる準備書面等を提出し、口頭弁論が開かれる。

支払督促の流れ



支払督促申立書

支払督促申立書

浄化槽法定検査手数料請求事件

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり
請求の趣旨及び原因 別紙請求の趣旨及び原因記載のとおり
「債務者は、債権者に対し、請求の趣旨記載の金額を支払え」との支払督促を求め
る。

申立手続費用 金 2,944 円
内訳
申立手数料（印紙） 500 円
支払督促正本送達費用（郵便切手） 1,082 円
支払督促発付通知費用 62 円
申立書作成及び提出費用 800 円
資格証明手数料 500 円

平成 29 年 6 月 8 日

住 所： 〒730-0025
広島市中区東平塚町 3 番 28 号
債権者氏名： 公益社団法人広島県浄化槽協会
代表者 代表理事 黒瀬 榮 治 印
(電 話：082-546-2168)
(F A X：082-249-8019)

〇〇簡易裁判所 裁判所書記官 殿

紙額 20,000 円
印紙 500 円
郵券 1,082 円
葉書 1 枚
添付書類 資格証明書 1 通

貼用印紙	円
郵 券	円
葉 書	枚

当事者目録

当 事 者 目 録

債権者

住 所： 〒730-0025
広島市中区東平塚町 3 番 28 号
債権者氏名： 公益社団法人広島県浄化槽協会
代表者 代表理事 黒瀬 榮 治
(電 話：082-546-2168)
(F A X：082-249-8019)

<送達場所>

上記の債権者の住所

債務者

住 所： 〒
債務者氏名：
(電 話：)

請求の趣旨及び原因

請求の趣旨及び原因

請求の趣旨

- 1 金 20,000 円
- 2 金 2,944 円(申立手続費用)

請求の原因

1 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 11 条第 1 項の規定による水質検査（定期検査）に係る検査手数料

(1) 債権者・債務者間の浄化槽法定検査受検契約日
平成 23 年 9 月 12 日

(2) 契約の内容

債務者（浄化槽管理者）は、浄化槽法第 11 条第 1 項の規定によって、毎年 1 回、債権者（広島県知事指定検査機関 公益社団法人広島県浄化槽協会）の行う水質に関する検査を受ける。債務者は、検査を受けた場合には、1 回につき 5,000 円の検査手数料を債権者に支払うものとする。

(3) 支払日

債権者は、浄化槽法定検査の後、浄化槽法定検査判定結果票と検査手数料に係る請求書を浄化槽管理者に郵送し、請求を受けた日から 1 か月以内に同封の払込書によって、郵便局又はコンビニエンスストアから債権者に検査手数料を支払う。

2 未払金額

合計額：20,000 円

債権者は下記の如く検査を実施し、債務者に検査手数料に係る請求書を郵送し、請求書はその翌日債務者に到達したが、債務者は支払をしない。

検査実施日	請求年月日	支払期日	未払金額
平成 23 年 12 月 12 日	平成 24 年 1 月 25 日	平成 24 年 2 月 26 日	5,000 円
平成 24 年 12 月 18 日	平成 25 年 1 月 22 日	平成 25 年 2 月 23 日	5,000 円
平成 25 年 12 月 17 日	平成 26 年 1 月 22 日	平成 26 年 2 月 23 日	5,000 円
平成 26 年 12 月 16 日	平成 27 年 1 月 20 日	平成 27 年 2 月 21 日	5,000 円

仮執行宣言の申立て

仮執行宣言の申立て

債権者 公益社団法人広島県浄化槽協会
債務者 ○○ ○○

上記当事者間の平成 29 年（ロ）第○○号支払督促申立事件について、債務者は、支払督促の送達を受けながら、法定期間内に督促異議の申立てをせず、また、債務の支払いをしない。

そこで、下記の金員 1 及び 2 につき仮執行宣言を求める。

記

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 支払督促の請求の趣旨記載金額 | 金 22,944 円 |
| 2 仮執行宣言の手續費用 | 金 1,164 円 |
| (内訳) | |
| 仮執行宣言付支払督促正本送達費用（債務者） | 金 1,082 円 |
| 仮執行宣言付支払督促正本送達費用（債権者） | 金 82 円 |

平成 29 年 8 月 23 日

債権者 公益社団法人広島県浄化槽協会
代表者代表理事 黒瀬 榮 治 @

○○簡易裁判所裁判所書記官殿

郵 券	円	
葉 書	枚	

受書

受 書

債権者 公益社団法人広島県浄化槽協会
債務者 ○○ ○○

上記当事者間の○○簡易裁判所平成 29 年（ロ）第○○号支払督促申立事件について、下記書類を受領しました。

記

仮執行宣言付支払督促正本 1 通

平成 年 月 日

債権者 公益社団法人広島県浄化槽協会
代表者代表理事 黒瀬 榮 治 @

○○簡易裁判所御中

5 支払督促等によっても支払わない場合の強制執行手続き

(1) ① 仮執行宣言付支払督促が確定した場合

② 異議申立により通常訴訟に移行し勝訴した場合

③ 少額訴訟で勝訴した場合

①～③の場合でも債務者が支払いに応じない場合は、預貯金を差し押さえるため、

「**債権差押命令申立書**」と金融機関に対する「**陳述催告の申立書**」を作成し、地方裁判所執行係に送付する。

(2) 債権差押命令の申立に必要な書類等

- 1) ①仮執行宣言付支払督促正本又は②訴訟により勝訴判決を得た場合は、執行力ある判決正本
- 2) 送達証明書
- 3) 債権差押命令申立書 1通
- 4) 資格証明書(協会と金融機関の法人登記簿)
- 5) 当事者目録、請求債権目録、差押債権目録 各4部
- 6) 申立手数料(収入印紙4,000円)
- 7) 陳述催告の申立書 1通
- 8) 予納郵便切手(2,898円)

(3) 請求債権目録に記載できる費用

- 1) 支払督促手続費用3,144円(又は2,944円)
- 2) 仮執行宣言付支払督促手続費用1,164円
- 3) 執行費用9,048円

6 債権差押命令申立後の手続き

(1) 債権差押命令や陳述の催告の申立を行うと、地方裁判所から次に掲げる書類が送付される。

- ① 債務者等へ「債権差押命令書」
- ② 金融機関へ「債権差押命令書」と「陳述の催告書」
- ③ 協会へ「債権差押命令書」、債務者等及び金融機関への「送達通知(証明)書」及び金融機関からの「陳述書」

(2) 金融機関の陳述書に預貯金残高の記載があれば、金融機関に「債権差押命令書」と「債務者等及び金融機関への送達通知(証明)書」を提示して、振込又は送金を依頼する。

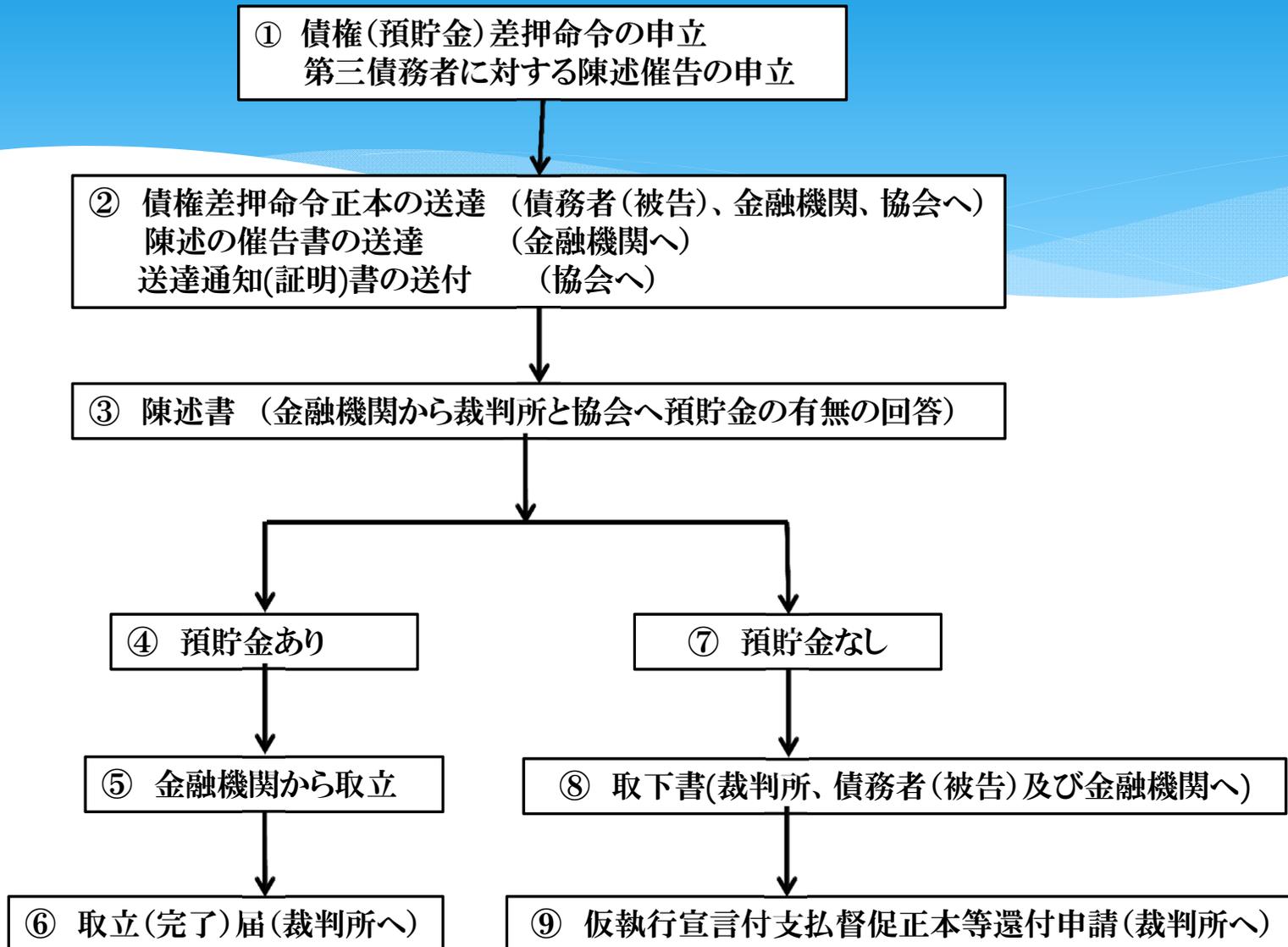
(取立可能日は、債務者等が債権差押の通知を受け取った翌日から7日以降である。)

(3) 金融機関から振込又は送金があれば、「取立届」を、裁判手続費用を含む全額を取り立てた場合は、「取立完了届」を地方裁判所に提出する。

(4) 預貯金がないとの陳述書を受け取った場合は、取下書(3通)を地方裁判所に提出する。

(5) 預貯金がない場合や請求した金額の一部しか取立ができなかったときは、他の金融機関からの取立や勤務先が判明すれば給与等の差押を行う必要があるため、地方裁判所に仮執行宣言付支払督促正本や執行力ある判決正本の還付と送達証明書の還付を申請する。

債権差押命令の流れ



債権差押命令申立書

債権差押命令申立書

〇〇地方裁判所民事第四部 執行・債権執行係 御中

平成30年4月19日

申立債権者 (住所) 広島市中区東平塚町3番28号

(氏名) 公益社団法人広島県浄化槽協会

代表者 代表理事 黒瀬 榮 治 @

TEL 082-546-2168

FAX 082-249-8019

当事者 }
請求債権 } 別紙目録のとおり
差押債権 }

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された請求債権を有しているが、債務者はその支払いをしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

第三債務者に対し、陳述催告の申立て（民事執行法第147条第1項）をする。

添付書類等

1 執行力ある債務名義の正本	1通
2 同送達証明書	1通
3 資格証明書	2通
4 陳述催告申立書	1通
5 収入印紙	4,000円
6 郵便切手	2,898円

当事者目録

当事者目録

債権者

(住所) 〒730-0025 広島市中区東平塚町3番28号

(氏名) 公益社団法人広島県浄化槽協会

代表者 代表理事 黒瀬 榮 治

(送達場所) 上記住所と同じ

債務者

(住所) 〒000-0000 広島県広島市佐伯区〇〇町423-2

(氏名) 〇〇〇〇

第三債務者

(住所) 〒100-8996 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

(氏名) 株式会社ゆうちょ銀行

代表者 代表執行役 田 中 進

(送達場所)

〒730-8794 広島県広島市東区光町一丁目15-15

株式会社ゆうちょ銀行 広島野金事務センター

請求債権目録

請求債権目録

〇〇広島裁判所平成29年(ロ)第〇〇号事件の仮執行宣言付支払督促正本に表示された下記の金員及び執行費用

1 元金	金 20,000円
2 督促手続費用	金 2,944円
3 仮執行宣言手続費用	金 1,164円
4 執行費用	金 9,048円
(内訳)	
本申立手数料	金 4,000円
本申立書作成及び提出費用	金 1,000円
差押命令正本送達費用等	金 2,898円
資格証明書交付手数料	金 1,000円
送達証明書申請手数料	金 150円
以上合計	金 33,156円

差押債権目録

差押債権目録

金 33,156円

ただし、債務者が第三債務者に対して有する下記貯金債権（広島貯金事務センター扱い）にして、下記に記載する順序に従い、預金金額に満つるまで。

記

- 1 差押えない貯金と差押えのある貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 担保権の設定されている貯金とされていない貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 数種の貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期貯金
 - (2) 定額貯金
 - (3) 通常貯蓄貯金
 - (4) 通常貯金
 - (5) 振替貯金
- 4 同種の貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、記号番号が同一の貯金が多口あるときは、貯金に付せられた番号の若い順序による。

第三債務者に対する陳述催告の申立書

第三債務者に対する陳述催告の申立書

広島地方裁判所 民事第四部 執行・債権執行係 御中

平成 年 月 日

債権者（氏名） 公益社団法人広島県浄化槽協会
代表者 代表理事 黒瀬 榮治 印

債権者 公益社団法人広島県浄化槽協会
代表者 代表理事 黒瀬 榮治

債務者 ○○ ○○

第三債務者 株式会社 ゆうちょ銀行
代表者 代表執行役員 田中 進

本日御座に申し立てた上記当事者間の債権差押命令申立事件について、第三債務者に対し、民事執行法147条第1項に規定する陳述の催告をされたく申し立てる。

支払督促等の申立後の長期未収金の回収状況(平成30年5月11日現在)

平成24年度から法的措置を取った結果、平成19年度から平成24年度までの長期未収分の回収状況は、次表のとおりである。

また、各年度の請求額に対する**平均収入率は、99.95%**となっている。

区分	支払督促等申立額		回収額		未納額	
19年度	101人	2,250,210円	98人	2,149,480円	7人	100,730円
20年度	141人	2,959,210円	135人	2,783,690円	18人	175,520円
21年度	120人	2,467,032円	117人	2,361,764円	9人	105,268円
22年度	172人	3,560,420円	159人	2,805,000円	22人	352,402円
23年度	127人	2,505,242円	124人	2,407,172円	11人	98,070円
24年度	132人	2,913,896円	128人	2,755,248円	17人	158,648円

* **債務者等の多くが分割納付中**である。例えば、19年度であれば、債務者等7人中4人(7人+98人-101人=4人)が分割納付中である。同様に、20年度であれば、18人中12人が分割の納付中である。

7 終わりに

(1) 今後とも受検率向上に向けて、県及び市町に対し、次のような事項を要請してまいりたいと考えている。

(県への要請事項)

- ① 「勧告」に係る判断基準の明確化
- ② 使用開始報告書への11条受検契約書の添付義務化の効果が限定的であることから、7条兼11条受検契約書の新設と設置届への添付義務化
- ③ 広報・啓発活動の充実等

(市町への要請事項)

- ① 未受検者に対する強い表現の指導文書の発出
- ② **立入指導**
- ③ 維持管理業者の顧客情報との突合による浄化槽台帳整備
- ④ 市町村設置型浄化槽の整備や維持管理費補助金制度の
創設等

(2) 未納者に対し、法的措置を取ったとしても、受検拒否につながるケースはほとんどない状況である。

未納者からの異議の申立により、訴訟となった場合でも、口頭弁論において、**裁判官から必ず和解の斡旋**があるので、その際は、

- ① **被告は、今後も法定検査を受けること。**
- ② 訴訟費用のうち、支払督促申立手続費用2,944円を支払うこと。

を条件に和解に応じている。

(3) 預預金の差押での課題は、銀行名、本支店名を特定して差し押さえる必要があるため、空振りとなることが多々あることである。(ただし、郵便貯金は、貯金事務センターで、**県内郵便局にある債務者等の全ての貯金を差し押さえることができる。**)

(4) 課題もあるが、支払督促等にチャレンジしてみる価値があると考える。

支払拒否・検査拒否者であっても、未収金がある場合は、法的措置を取ることにより、回収に成功し、**受検につながるケースが多くある**からである。



御清聴ありがとうございました。